

平成27年度

# 施政方針

宮城県 美里町



平成 27 年第 2 回町議会定例会の初日に当たり、わたくしの所信を申し上げるとともに、平成 27 年度の施政方針につきまして、議員各位並びに町民の皆様の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

我が国の地方自治の第 3 の転換期となりました平成の大合併、その最中の平成 18 年 1 月 1 日に、旧小牛田町と旧南郷町の 2 町が合併して「美里町」が誕生いたしました。合併から 9 年、東日本大震災の発生など、これまで決して順風満帆な航海だったとは言えませんが、町民皆様の新町のまちづくりに対する熱い思いによって、「美里町」のまちづくりが、日々前進することができました。

平成 28 年 1 月 1 日、美里町は合併後 10 年の節目を迎えます。これまでの経験と反省を踏まえ、10 年後の将来を見据え、新たなかじ取りを行っていかなければなりません。時代の潮流は目まぐるしく変化を続け、地方自治体を取り巻く環境も激変する中、「活力ある美里を共に創る」をスローガンに議員各位並びに町民の皆様の御意見、御提言をいただきながら、「町民と共に歩むまちづくり」、「常に危機管理を意識したまちづくり」を基本姿勢として、合併後 10 年の節目の年となる平成 27 年度の町政を運営してまいり所存であります。

さて、我が国におきましては、安倍晋三首相が昨年 9 月の臨時国会の所信表明演説の中で、第 2 次安倍内閣の地方政策、いわゆる「地方創生」の意義と必要性について述べられました。その後、同年 10 月に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、若者が夢や希望を持てる地方の創生に向けて、力強いスタートを切ったところであります。

これまでも国の地方政策は、「地方の時代」、「地域活性化」、「地域再生」などその名称を替えながらも、いつの政権においても国の重要政策とされてきました。その中で第 2 次安倍内閣が打ち出した「地

方創生」は、地方における雇用創出、消費喚起、地域産業の活性化など経済成長戦略の拡大と、女性が輝く社会、待機児童ゼロ、子育て支援など少子化対策の強化を特に強調しております。

本町といたしましては、平成27年度に策定する美里町産業活性化戦略プランと平成26年度に策定した美里町子ども・子育て支援事業計画の2つを基に、独創性と革新性に優れた「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年度に構築し、持続可能な循環型社会の実現に向け、美里町としての地域成長戦略を慎重かつ大胆に展開してまいり所存であります。

また、平成26年5月に発表された民間研究所の報告書、いわゆる「増田レポート」を発端に、人口減少社会が全国で大きく焦点化されました。また同時に「地方消滅」論、「自治体消滅」論によって我々国民は、ショックと不安を抱いたところであります。現在進行している政府の地方創生においても、その主要課題の一つに取り上げている「少子化・人口減少問題」は、我が国にとって地域社会の縮小と存続の是非にかかる未曾有の難題であり、それを乗り越えるためには、多くの時間を要し、また従来を超えた議論と取組が必要となってまいります。

そこで本町でも、人口減少社会の到来にいち早く対応するため、平成26年10月に町の職員による検討会議を組織し、調査・検討を重ねております。検討会議において、これまで有効な解決策をいまだ見つけることができおりませんが、少子化とそれに伴う人口減少の進行に対しては「少子化の抑制」、「定住人口の獲得」及び「人口減少社会への適応」の3つの観点から対応することが必要であると考えております。しかし、いずれにおきましても一朝一夕に成すものではなく、長い時間の経過をもってその結果が現れるものであります。我々がこれから選択する政策と取組が次の世代、更にはその次の世代に正しい政策であったと、評価されるものでなければな

りません。そのためには、時間軸をしっかりと見据え、まだ見ぬ未来をきちんと現在に組み込んでいく先見の下に、時代分析・社会診断をしっかりと行い、間違いのないようその対応を見極めていくことこそが必要であると考えております。

「地方創生」の推進と「地方消滅」論、「自治体消滅」論によって、今まさに都市・地方問題は大きな転換期を迎えております。このようなりスク時代を迎えた我々市町村は、適度な緊張感を保ちながら、しっかりと希望を持って、丁寧かつ慎重に事を運び、地域が豊かになる未来へ向かって行動していかねばなりません。

わたくしの政治信条は「至誠天に通ず」であります。常に誠意をもって事に当たればおのずと道は開ける。わたくしにとって2年目となります平成27年度におきましても、この思いで自らが先頭に立ち、行財政運営のかじ取り役を全うしてまいる覚悟でありますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、各分野にわたり、順次わたくしの所信を申し上げます。

はじめに、歳入の確保対策について申し上げます。

安定した歳入の確保につきましては、何をおいても自主財源である町税の収納確保が大前提であります。「美里町町税及び債権収納向上対策本部」を核として未収債権の縮減を図るなど、町税をはじめとする町の債権の収納向上に努めてまいります。そのため、平成27年度におきまして、これまで税金など一部の債権にのみ導入しておりました滞納管理システムを、町が管理する債権全体に拡大してまいります。また、債権管理に関する事務処理手続の整備を行うとともに、研修等を通して職員の更なる知識の習得と技術の向上を図ってまいります。

更には平成26年1月から開始した美里町納付推進センターについては、未収債権の解消に有効であることから、平成27年度におき

ましても継続して実施してまいります。

次に、美里町総合計画の策定について申し上げます。

現在の美里町総合計画が平成 27 年度をもって終了することから、平成 27 年度におきまして次期総合計画を策定してまいります。

同じく、平成 27 年度に策定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、町の総合計画と同様に美里町の将来ビジョンを示す基本指針となりますことから、これら 2 つの計画については一体的な計画として策定してまいります。

次に、美里町合併 10 周年記念事業の実施について申し上げます。

合併から 10 周年の記念すべき節目に当たり、これまでの歩みを振り返り、将来に向かって「更なる飛躍を目指す美里町」を町内外に広くアピールするため、「合併 10 周年記念事業」を実施してまいります。

事業の実施におきましては、町民の皆様の「まち」に対する愛着を深めていただき、多くの町民の参加を通して町民参加のまちづくり、協働のまちづくりを推進してまいります。また、町外に対しましては、美里町の良さや魅力を効果的に発信して「宮城県美里町」を全国の方々に知っていただき、今後の定住人口と交流人口の増加につなげてまいります。

実施予定の事業といたしましては、記念式典をはじめ、公認キャラクターの制定、広く町民の皆様を対象としたスポーツ行事や文化芸術イベントの開催などを計画しております。また、合併からの町の歩みをつづる「広報みさと特別号」の発行、町の将来を担う子どもたちが「ふるさと・美里町」に関心を持ち、理解を深めるための広報グッズを作成、配布してまいります。更には地域団体など町民の皆様が自主的に企画・運営する事業の中から合併 10 周年の記念事業を公募し、合併 10 周年記念事業にふさわしいと認められる事業に対しまして、事業の実施を支援すると同時に「美里町合併 10 周年記

念事業」の冠称を付けて、合併 10 周年を盛り上げていきたいと考えております。

次に、総合案内相談窓口の設置について申し上げます。

役場本庁舎に来られた方々の案内と、町民皆様の御意見や御要望などをお聴きする窓口として、平成 27 年度から役場本庁舎 1 階に総合案内相談窓口を設置いたします。意見などの情報を組織的に管理するとともに一元化を図り、町民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域づくりに関する施策について申し上げます。

北浦コミュニティセンター、中埜コミュニティセンター及び青生コミュニティセンターにおきましては、いずれも指定管理者制度による施設管理の協定期間が平成 26 年度で終了いたします。各コミュニティセンターがこれまで住民主体の地域づくりを進めるための拠点施設として、各地域で重要な役割を担ってきたことから、平成 27 年度以降におきましても、各地域の住民で組織する地域団体に引き続き指定管理者制度による管理運営をお願いしてまいります。

次に、後継者対策推進事業について申し上げます。

少子化の原因の 1 つとして未婚者の増加が考えられます。本町がこれまで実施してまいりました結婚相談員による結婚相談室の開設と結婚希望者の登録事業につきましては、より一層内容を充実させ、平成 27 年度においても引き続き実施してまいります。また、昨年開催した宮城大学生による「まちづくりアイデアコンテスト in 美里」において提案された「運命の人と出会う町 美里町」のプランの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、非核・平和事業について申し上げます。

非核・平和事業につきましては、これまで世界で唯一の被爆国と

して核兵器の廃絶と世界恒久平和を願い、非核・平和事業を推進してまいりました。戦後70年の節目となる平成27年度におきましては、戦争体験が風化しないよう、若い世代が平和の尊さを学ぶ機会として、町内の全中学生を対象に「戦争・被爆体験講演会」を開催してまいります。

次に、国際交流施策について申し上げます。

本町と国際友好姉妹都市であります米国ミネソタ州ウイノナ市との交流につきましては、平成27年度におきましても中学生及び高校生の相互訪問を実施してまいります。

次に、公立大学法人宮城大学との連携・協力に係る施策について申し上げます。平成25年6月に連携協定を締結してから、美里町と宮城大学は相互の連携・協力の下に、これまでいくつかの事業に取り組んでまいりました。平成27年度におきましても、宮城大学生による「まちづくりアイデアコンテストin美里」をはじめ、宮城大学開放講座の開催など官学が連携した取組を進めてまいります。

次に、防犯対策について申し上げます。

防犯対策につきましては、全国的に複雑化、多様化する犯罪や凶悪化する犯罪が増加する傾向であることを踏まえ、平成27年度におきましても、遠田警察署及び町内の防犯関係機関・防犯関係団体、小・中学校、PTAなどとの連携を図りながら、地域安全運動の推進を強化し、町民皆様への防犯対策の呼びかけと犯罪の抑止に努めてまいります。

また、平成25年度から実施してきた防犯灯のLED照明への更新につきましては、計画の最終年度となる平成27年度において下小牛田地区、北浦地区及び中埠地区で実施する計画であります。これらによって町内の防犯灯のLED照明への更新がすべて終了いたします。



次に、交通安全対策及び交通対策について申し上げます。

飲酒運転の根絶と、子どもや高齢者など交通弱者の交通事故防止に重点を置き、「人」の視点に立った通学路や生活道路、幹線道路における交通安全施設等の整備を図りながら、交通死亡事故ゼロのまちを目指した取組を引き続き進めてまいります。

交通対策につきましては、昨年7月に大崎市民病院の移転に伴って変更した美里線の路線について、利用者の利便性を考慮して、平成27年度において路線の一部見直しを行ってまいります。また、南郷地域におきましては、本年4月から、北回り線と南回り線に替えて、デマンドタクシーを新たに運行してまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

防災対策につきましては、「美里町地域防災計画」に基づき、引き続き体制整備等の一層の充実に努めてまいります。

放射能問題につきましては、東日本大震災発生後に継続して取り組んできました空間放射線の監視と、給食や町内産食品等に含まれる放射能の測定・分析を平成27年度におきましても継続して実施してまいります。

総合防災訓練につきましては、東日本大震災の教訓から、公助と共助の役割の連携に重点をおいた訓練が必要と考えており、平成27年度におきましても、発災対応型及び地域住民参加型訓練を実施してまいります。また、住民参加型の原子力防災訓練についても引き続き実施してまいります。

地域防災につきましては、行政機関や消防機関だけでなく、自主防災組織や企業などを含めた、地域が一体となった地域総合防災による取組が有効的であります。このことから、自主防災組織間の連携強化など、地域総合防災体制の一層の強化に対し、今後も引き続き支援してまいります。また、防災指導員養成講習会等の研修会を宮城県と共同で開催し、地域の防災活動において中心的・主体的に

活動する地域の防災リーダーを育成してまいります。宮城県防災指導員としてすでに登録されている方々に対しましては、更なる防災、減災に関する知識等を習得していただくためのフォローアップ講習を実施してまいります。

さらに、これまでも進めてまいりました災害時における支援活動に関する協定につきましては、災害に対する備えを一層強化するため、近隣企業及び事業所並びに遠隔地の自治体との協定締結を今後進めてまいります。

防災行政無線につきましては、聞こえにくい地区、聞こえにくい場所の解消に向けた取組を進めてまいります。

自然災害、特に水害予防対策におきましては、近年、局地的集中豪雨等が全国各地で発生し、大きな被害をもたらしていることから、町といたしましてもその対策が重要と考えており、仙台管区気象台の気象に関する「防災情報提供システム」や宮城県の「土砂災害警戒システム」等を活用して常に最新の情報を収集し、住民に対して適時適切に提供できるよう対応してまいります。河川の水位映像監視システムを活用し、降雨時には江合川・鳴瀬川の両河川についてリアルタイムで水位状況を確認し、洪水被害の発生が予想された場合には、沿川住民に対して瞬時に情報を提供すると同時に、注意を喚起するなど必要な対応を適時行ってまいります。また、国及び宮城県に対しては、河川の管理者として、河川の継続的な巡視及び管理並びに抜本的な整備を適切に実施するよう働きかけてまいります。

消防団につきましては、火災のみならず、地震、大雨などによる災害時の応急対応と住民に対する避難情報の伝達、被害情報の収集等、その果たす役割は非常に大きなものがあります。特に火災発生時には、消防団による初期消火活動の重要性が高いことから、消防団員の確保に努めるとともに、遠田消防署等関係機関の協力を得て団員の規律や操法技術の向上、更には消防団組織の充実強化に一層努めてまいります。

さらに、予防消防の観点から、住宅用火災警報器の設置促進、維

持管理の周知、火災予防広報等の啓発活動につきましても、婦人防火クラブ、消防団後援会等の関係団体と連携しながら、引き続き推進してまいります。

また、非常時に災害対策本部等を設置する役場本庁舎及び南郷庁舎、町の医療拠点である町立南郷病院及び飲料水を供給する水道事業所の4施設におきましては、災害発生時においても一定の電力を確保する必要があることから、平成26年度に長期の停電にも対応する蓄電池を備えた太陽光発電システムを整備いたしました。今後災害発生時において、これら4施設が災害救助におけるそれぞれの役割と機能を十分に発揮して、町民の災害被害を最小限に食い止めることができるよう、設備の維持管理と一層の整備強化に努めてまいります。

次に、福祉施策について申し上げます。

高齢者福祉につきましては、平成27年3月に策定する高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき、「高齢者が生き生きと暮らせる健やかで安心なまちづくり」を基本理念として、一人ひとりの状況とニーズに応じた医療と介護サービスの提供に努めてまいります。更には高齢者を対象とする各種の福祉サービスが日常生活の場でいつでも、包括的かつ継続的に提供されるよう関係機関と連携を図りながら、サービス提供のための基盤整備に努めてまいります。また、少子高齢化や核家族化の進行により、近年では養護が受けられない高齢者が増加していることから、高齢者の生活実態を把握し、それぞれの状況に応じた適切な対応に努めてまいります。

介護予防対策としましては、高齢者が要介護・要支援状態になることなく、いつまでも健康で元気に暮らすために必要な各種予防事業の充実に努めてまいります。また、少子高齢化や核家族化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみで構成される世帯が増加する中、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で、自立した生活を続けられるよう、地域における見守りや日常生活を支援する体制の構

築を目指し、地域福祉力の向上と地域包括ケアの推進を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、平成 26 年度に制度改正が行われたことから、本町におきましても、法律に規定された平成 30 年 4 月までの期間に順次、新制度へ移行していかなければなりません。町民の皆様に対し改正された制度の周知を図るとともに、要介護者及び要支援者の状況を踏まえた適切な介護サービスが提供されるよう事業の運営に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、第 2 期美里町障害者計画及び第 4 期美里町障害福祉計画に基づき、障害者の地域生活を支援し、安心して暮らすことができるよう障害者福祉サービスを切れ目なく提供し、障害のある人もない人も共に生きる社会の構築に取り組んでまいります。相談事業におきましては、相談内容が年々多様化する中、対応に時間を要するなど困難な相談が増えていることから、相談支援体制の一層の強化と充実を図ってまいります。また、精神障害者などを対象に社会復帰を支援するため、地域活動支援センター事業を引き続き実施してまいります。

さらに、障害者に対して不当な差別的取扱いなどを禁止する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月に施行されます。平成 27 年度におきましては、国や宮城県と連携し啓発活動を行い新制度の周知に努めるとともに、市町村として必要な事前の準備を行ってまいります。

子どもの言葉や発達に不安を抱える保護者に対しましては、相談体制の充実を図るとともに、発達が気になる親子を対象とした早期療育支援事業を平成 27 年度においても引き続き実施してまいります。

次に、保健衛生及び医療施策について申し上げます。

健康推進事業につきましては、美里町健康増進計画及び第 2 期美里町食育推進計画に基づき、町民が生涯を通じて健康で自立した生

活が送れるよう関係機関と連携し各種事業を進めてまいります。

健康寿命の延伸を実現するためには、合併症の原因となる肥満、高血圧症及び糖尿病など生活習慣病の予防と重症化を防止することが大切であります。乳幼児期から望ましい生活習慣を身に付けるよう保護者へ働きかけを行うとともに、疾病の早期発見、早期治療を図るため、各種検診の受診率向上を目指した取組を継続してまいります。さらに、健康診断の実施後における各種健康教室や保健指導を充実させ、生活習慣改善行動を促すための取組を推進してまいります。

乳幼児等を取り巻く環境が大きく変化する中で、個々の家庭や養育者が抱える問題は多様化しており、状況や内容に応じた個別支援が大切となっております。乳幼児健診や育児相談、家庭訪問を実施するとともに、養育支援が必要な家庭に対しましては、地域や関係機関と連携しながら、子どもの健やかな成長と保護者の支援に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者の高齢化が進み、構造的問題がより一層深刻さを増す中、社会保障と税の一体改革や保険者の広域化の動向を注視しながら、財政基盤となる国民健康保険税の収入確保に努めてまいります。また、相互扶助である国民健康保険制度の健全な運営を図るとともに、各種検診料に対する助成の継続や特定健康診査、特定保健指導の実施に引き続き努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましても、国の社会保障制度改革の動向を注視し、宮城県後期高齢者医療広域連合と引き続き連携を図りながら、町内約4,000人の被保険者の方々が安心して医療を受けられるように、健全な制度運営に努めてまいります。

地域医療につきましては、周辺自治体と連携を図りながら、大崎・栗原医療圏としての救急医療体制の整備、充実を進め、また、遠田郡医師会及び大崎市医師会等との連携・協力や町立南郷病院での対応により、平日夜間及び休日の初期救急医療体制の維持に努めてま

います。

町立南郷病院につきましては、今後とも地域の医療拠点として、良質な医療サービスの提供に努めるとともに、経営の効率化を推進してまいります。

次に、子育て支援施策について申し上げます。

少子化が進み、人口減少が今後急速に進むことが予測される中、持続可能な循環型社会を実現するためには「安心して産み育てることができる環境」を整備することが行政としての使命の一つであります。

このことから本町といたしては、平成26年度に「安心して子育てができ、子どもも、親も、地域も互いに育ちあうまちづくり」をスローガンとする「美里町子ども・子育て支援事業計画」を作成して、今後5年間の具体的な事業内容を位置づけました。

その1つ目としては、「安心して子どもを産み育てるための事業」です。子育てに関する相談体制を一層強化するため、子育てをしている親が身近なところで気軽に相談できるよう保育所、子育て支援センター及び児童館の各施設の相談窓口の充実を図るとともに、宮城県北部児童相談所等の関係機関と連携を図りながら、相談体制のネットワーク化を進めてまいります。また、産後間もない母親の育児に対する不安やストレスが多く見られることから、乳児家庭の全世帯を訪問する「あかちゃん訪問事業」を実施して、安心して育児ができるよう支援すると同時に、母子保健の充実にも努めてまいります。更には子育て情報について、各種施策、各種助成制度及び各施設の情報を総合的かつ体系的に提供するため、現在の子育てガイドブックの内容を一層拡充させた子育てガイドブック改訂版を作成し、配布してまいります。

次に2つ目としては、「子育てと仕事の両立を支援するための事業」です。保護者の就業形態の多様化によって、今後も保育所における延長保育、一時保育の継続実施とその拡充が求められています。ま

た、児童館においても放課後児童クラブの早朝からの開所が求められ、平成26年12月から毎週土曜日と長期休業期間における開所時間を1時間早め、午前7時から児童の受け入れを行っております。平成27年度におきましても、保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、保育所及び児童館における受け入れ体制及び受け入れ時間につきましては、今後のニーズの動向に則して柔軟に対応してまいります。

次に3つ目としましては、「子どもたちが健やかに成長するための事業」です。高度化・複雑化する社会の中で、保護者や子どもたちが悩みや不安を抱えるケースが増加しています。平成27年度におきましても、町の保健師が中心となり地域の民生児童委員及び学校など関係機関と連携を密に図り、保護者が悩みや不安を抱えることなく子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう一層の支援を行ってまいります。また、児童虐待の防止については、要保護児童対策地域協議会実務者会議を核として、関係機関の連携から早期発見と事前防止に努めてまいります。

最後に4つ目としましては、「地域ぐるみによる子育てを推進するための事業」です。町内の北浦地区において組織化されております母親クラブの皆様においては、地域における親子間交流、また、子どもの事故防止を図るための通学路や遊び場の点検などを定期的実施されております。こうした団体の活動を一層支援するとともに、こうした団体の活動を一つのモデルに、町内の他の地域においても地域ぐるみによる子育てが実践されますよう、組織化の普及と地域ぐるみによる子育ての推進に努めてまいります。また、認可外保育施設への支援についても一層強化するとともに、保育所と認可外保育施設との連携を強化し、子どもたちにとって適切な保育環境の構築と待機児童ゼロに向けた取組に努めてまいります。

次に、生活環境及び消費者行政について申し上げます。

空き家対策につきましては、平成26年度において「美里町空き家

等の適正管理に関する条例」を制定して、現地調査を実施してまいりました。平成27年度におきましても引き続き、実態調査及び行政指導の適切な運用を図り、良好な生活環境の保全と防犯のまちづくりを推進し、町民の安全で安心な生活の確保に努めてまいります。

環境行政につきましては、循環型社会形成を目指しリデュース、リユース、リサイクルの3R（スリーアール）運動によるごみ減量化、再資源化を推進してまいります。

東京電力福島第一原発事故の影響によって、これまで処理することができなかった道路側溝の汚泥につきましては、一定基準以下の汚泥について中間処理業者に搬入することが可能になったことから、安全を確認の上、随時、処理を行ってまいります。

また、不法投棄監視パトロールを引き続き実施すると同時に、地区における防疫事業と害虫駆除に対しても支援を継続し、衛生的で快適な町民の暮らしを守ってまいります。

消費者行政につきましては、平成27年度においても、国の消費者行政活性化基金事業に引き続き取り組んでまいります。悪徳商法による消費者被害の防止対策や多重債務者の相談事業につきましては、これまでと同様に消費生活相談員を配置して解決に向けた助言やあっせんを実施してまいります。また、近年では、劇場型勧誘やインターネット通販によるトラブル、架空請求、送り付け商法等による被害が全国的に多発しており、本町におきましても同様の被害が発生していることから、関係機関との連携を強化して被害にあわないよう事前防止に努めてまいります。

次に、産業行政について申し上げます。

はじめに、地域産業の活性化を推進するために、平成26年度から取り組んでいる産業活性化施策について申し上げます。

平成26年7月に立ち上げた美里町産業活性化戦略会議では、「生産・販売分野」、「人材の養成と育成」及び「核となる施設の必要性」の3つの観点から町の産業の現状と課題を分析し、今後の町の産業



活性化に向けた重点項目として次の3点が提言されました。1つ目は、多種多様な販売チャンネルを獲得するとともに、販売する作物・商品の重点化と絞り込みです。2つ目は、将来に向けた産業のあり方と確かな経営方法の確立です。3つ目は、産業活性化の取組の中心となる施設を整備することです。

町が将来に向けて持続的に発展していくためには、地域の経済活動と地域産業の活性化が不可欠であります。このことから、本町では特に農業を中心とした町づくりを目指し、にぎわいのある豊かな町の実現を基本理念として、さきに産業活性化戦略会議から示された意見を十分に反映し、明確な方向性を持った基本計画及び実施計画を策定してまいります。また、計画の早期実現に向けて、本年4月から産業振興課内に産業活性化戦略室を設置することとしております。

次に、町の基幹産業である農業振興について申し上げます。

農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化、担い手不足に加え、TPP交渉、生産者米価の下落、消費者ニーズの多様化及び米政策の制度改正など様々な問題を抱えております。今後いかにして農業経営の安定と所得の向上を図り、地域農業をどのように維持、発展させていくのかが課題であります。

担い手対策につきましては、中心となる経営体をどのように育成して農地の集積を図るのか、また、青年就農者をどのように定着させるのかなどが課題とされており、人と農地の視点から課題の解決を図っていかねばなりません。こうしたことから、平成27年度においても「人・農地プラン」に基づく各集落の事業展開に対して引き続き支援を実施してまいります。

経営所得安定対策につきましては、国の米政策の見直しにより、平成30年度からは行政による生産数量目標の配分とは別に、国が策定する需給見通し等を踏まえながら、生産者や集荷業者、関係機関等が中心となって需要に応じた生産が円滑に行えるよう、行政、生産者団体及び生産現場が一体となって取り組むこととなります。こ

うした中で、基幹産業である農業を持続的に発展させるため、国及び県の制度を積極的に活用するとともに、農産物のブランド化や契約栽培による園芸振興など本町独自の取組を推進し、農業者や関係機関、関係団体との連携を強化しながら農業の振興を図ってまいります。

消費者からは、食に対する安全安心のほか、産地、品質、価格など多様なニーズが求められております。生産履歴の明示を徹底し、関係法令を遵守し、消費者ニーズに対しても弾力的かつ継続的に対応できる体制の整備を図るとともに、消費者との様々な交流を通して信頼を築きながら、消費者が求める農産物の生産と販売を推進してまいります。

農業基盤の整備につきましては、現在、町内の水田整備率が約86%まで達しております。出来川左岸上流地区においては、平成30年度の農地整備事業採択に向け、平成27年度から3年間、県及び涌谷町と連携して調査事業を実施してまいります。また、国営農業水利事業により整備された鳴瀬川下流頭首工をはじめとする水利施設については、国、県、土地改良区などの関係機関と連携を取りながら維持管理し、農業用水の安定供給に努めてまいります。さらに、地域が一体となり、農地が農地として維持され、将来にわたって農業が持つ多面的機能が十分に発揮されるよう、農地維持・農村環境保全の取組を支援してまいります。

農地の有効活用につきましては、農地法及び農業経営基盤強化促進法や平成26年度に創設された農地中間管理機構を活用しながら、農地の利用集積を進めてまいります。また、農地利用状況調査により遊休農地を適切に把握し、その解消を図るとともに、無断転用を防止し、農地が十分に有効活用されるよう取り組んでまいります。

園芸振興につきましては、施設園芸、契約栽培及び北浦梨の振興等に取り組んでまいります。

施設園芸においては、パイプハウス等による施設野菜や花きなどの生産拡大、周年出荷体制の確立を図ってまいります。また、現在

では市場への出荷が大部分を占めておりますが、新たな販路の獲得と拡充、消費拡大を図るため、様々な販売促進活動に取り組んでまいります。町花であるバラについては、栽培面積が約4ヘクタールと、東北でも屈指の生産量を誇り市場における評価も高い状況にあります。近年、消費が伸び悩んでいる状況にありますことから、「バラフェスティバル」の開催を支援するなど、バラのPRと販売促進を図ってまいります。

契約栽培においては、契約栽培に取り組む生産者に対して、初期投資及び労力の軽減、出荷・販売量不足時の減収補てんのための支援を実施してまいりました。平成27年度におきましても、生産規模拡大と団地化を促進し、安定した生産及び所得の向上につながるよう、これまでと同様に支援してまいります。

また、米価の下落、政府の米政策に左右されることなく生産者の安定所得につながるよう、平成27年度から新たにブランド化研究事業に取り組んでまいります。当事業におきましては、本町の農地が持つ優位性を最大限に活用して水稻以外の農産物のブランド化と産地形成の実現を目指し、関係機関及び関係団体と連携を図りながら重点的に取り組んでまいります。

本町の特産である北浦梨の振興につきましては、老木の改植を進めるため、平成27年度においても引き続き苗木の導入支援を行ってまいります。また、梨を原材料とした加工品の開発支援と販売促進により、北浦梨を町内外へ広くPRしてまいります。

農産物直売所におきましては、その魅力を充実させ、これまで以上に農業振興における拠点として「にぎわい」を創出し、広く町内産の農畜産物の情報、町の情報を発信してまいります。

畜産振興につきましては、町内における飼養頭数の増頭及び優良牛の確保、和牛改良の促進、家畜防疫による畜産農家の育成と経営の安定化を図ってまいります。特に、平成29年には第11回全国和牛能力共進会が宮城県を会場に開催されることから、美里町で生産された牛が宮城県の代表として優秀な成績を修めることができるよ

う、優良な繁殖牛の導入について支援してまいります。

次に、商工・観光行政について申し上げます。

県内の経済情勢につきましては、総じて穏やかな回復傾向が続いております。しかし、震災景気が一段落した昨年4月に消費税の増税が行われ、一層先の読めない経営環境となっております。こうした状況の中、商工業者の経営安定のため、引き続き遠田商工会への支援を行い、経営基盤強化における専門的指導の充実を図ってまいります。

また、中小企業振興資金融資制度により資金調達を支援することで経営の維持・拡大を図るとともに、企業立地促進奨励金制度及び東日本大震災復興特別区域法による民間投資促進特区制度等を活用して、新規立地した事業所や既存事業所の事業拡大についても支援してまいります。

更には国の商店街まちづくり事業を活用して、小牛田駅前商店会が実施する防犯カメラの設置に対し支援を行うとともに、適切な運用の下、商店街における事件・事故の事前防止と地域住民の安心・安全な生活環境の確保を図ってまいります。

観光・物産の振興につきましては、美里町物産観光協会と連携しながら、これまで観光イベントや各種物産展等を実施してまいりました。今後も引き続き美里町の魅力を発信するPRイベントや誘客事業に取り組みながら、物産観光の振興と交流人口の増加に努めてまいります。また、昨年10月に開催した宮城大学生による「まちづくりアイデアコンテストin美里」において、美里町の地域資源を活用した特産品の開発や新たなイベント企画等の提案をいただきました。提案いただいた各プランの事業化推進に向けた検討を行ってまいります。

次に、労働行政について申し上げます。

昨今の経済情勢の回復から、雇用情勢も回復の兆しをのぞかせて

おります。平成26年12月現在におけるハローワーク古川の有効求人倍率が1.03、また宮城県の新規高卒者の就職内定率が90.8%と高い水準で推移しております。しかし、非正規雇用労働者の割合が増加しているなど、雇用環境は必ずしも改善しているとは言えません。雇用の場の確保が若年層の定住化と深くかかわっていることから、町内において若年層が働ける場を確保することは、若年層の定住化を進めるための重要な施策の一つであります。若年層の雇用の確保及び定住化を図るために関係機関や関係団体と情報を共有しながら、若年層の就業機会の確保に努めてまいります。

また、高齢者の就労促進につきましても、引き続き美里町シルバー人材センターの事業運営を支援し、高齢者の就業機会の確保と福祉の増進に努めてまいります。

次に、土木行政について申し上げます。

はじめに、道路事業について申し上げます。依然として震災の影響は道路施設の細部まで及んでいるため、平成27年度の道路維持管理業務につきましても、通常の維持管理業務に加え、点検、パトロール等に基づき補修を行い、安全な通行が確保できるよう引き続き努めてまいります。また、整備箇所については、継続事業を中心に実施し、主に国の社会資本整備総合交付金事業で実施している牛飼地区と不動堂地区の整備を進めてまいります。

国道及び県道の整備や維持補修につきましては、「美里町内国道・県道整備促進期成同盟会」を中心に要望活動を行ってまいります。

排水対策事業につきましては、引き続き排水不良箇所の整備や適正な維持管理に努めてまいります。

都市計画事業につきましては、引き続き、老朽化した公園施設について、長寿命化計画に基づく修繕を計画的に行ってまいります。さらに、公園やチビッコ広場の適切な維持管理に努めるとともに、安全で安心して利用できる憩いの場を提供してまいります。

建築事業につきましては、東日本大震災の教訓から、耐震診断助

成事業、耐震改修助成事業を積極的に展開するとともに、道路沿いの危険なブロック塀等の除去に対する助成事業についても引き続き実施してまいります。

下水道事業につきましては、平成27年度から下水道課を設置するとともに、引き続き不動堂地区、本小牛田地区、青生地区、北浦地区を中心に整備を進め、供用区域の拡大を図り、浄化槽設置助成事業につきましても継続して実施してまいります。また、引き続き地方公営企業法の適用に向けて準備を進めるとともに、水洗化率の向上、受益者負担金及び分担金の収納率の向上及び適切な維持管理に努め、下水道事業の一層の健全経営に努めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

水道事業につきましては、平成26年5月から小牛田地域と南郷地域の水道料金を統一する新料金体制に移行いたしました。新しい料金体制の下で、安定した経営に引き続き努めてまいります。東日本大震災の発生後に低下している有収率については早急に回復する必要があることから、平成27年度におきましても漏水調査を強化していくとともに、老朽化した石綿管の更新についても引き続き実施してまいります。更には南郷地域の大柳配水計測所配水電動調整弁を更新するなど、順次設備の更新を進めながら水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

教育行政におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月から施行されます。これによって、教育委員会と協議、調整する総合教育会議を設置いたします。この会議の中で教育の条件整備など重点的に講ずるべき施策や町の教育の目標や施策の根本的な方針となる大綱の策定のための協議を進めてまいります。また、いじめなど児童生徒の生命、身体の保護など緊急の場合の対応についても協議し、いかなる事態が発生しても教

育委員会と一体となって、迅速に対応してまいります。

次に、小学校教育及び中学校教育について申し上げます。

平成 26 年度の全国学力・学習状況調査において、本町は小学校ではすべての教科で県平均を上回りましたが、中学校ではすべての教科で県平均を下回る結果となりました。このことから、平成 27 年度においても引き続き、児童生徒の学力向上を重点目標として取り組んでいかなければなりません。こうしたことから、学力向上支援員及び教員補助員を引き続き配置して、児童生徒一人ひとりの学力に応じた指導を一層強化すると同時に、家庭で自主的に学習する習慣を身に付けさせるため、家庭と連携して児童生徒の学習に対する意欲を高めてまいります。また、これまでと同様に地域の方々の協力を得て「学び支援事業」を継続して実施してまいります。

しかし、学校においては、学力向上を図ると同時に豊かな心を育む文化・芸術活動も必要であります。このことから、小学校及び中学校において、古くなった楽器を新しいものへと更新して、多くの子どもたちが課外活動の中で楽器に興味を持ち、進んで楽器に触れ、音楽の楽しさを体験できるように、音楽活動を通じての情操教育を進めるための環境整備に努めてまいります。

学校教育施設の整備につきましては、地震などの災害によって体育館の吊り天井が落下することを防止するため、吊り天井型の体育館を持つ小牛田小学校、中塚小学校、南郷小学校及び南郷中学校の体育館天井撤去等工事を平成 27 年度に実施いたします。

さらに、町内の小・中学校におきましては、一部で校舎の老朽化が進み、また、今後少子化が著しく進行すると予測されることから、町内における学校の再編について早急に検討しなければなりません。こうした差し迫った重要課題に対して教育委員会において迅速に対応し、「美里町の将来の学校再編ビジョン」を、平成 27 年 12 月を目途に示してまいります。

防災教育につきましては、今月の 11 日で東日本大震災から 4 年が

経過することから、大災害の経験を風化させることのないよう、各学校の防災主任を核とした防災教育に引き続き取り組んでいくと同時に、各学校で策定した防災マニュアルに基づき、自然災害に備えた避難訓練を実施してまいります。さらに、原子力災害に備え、美里町原子力災害避難計画を基に避難マニュアルを学校ごとに作成して、各学校の避難マニュアルに基づく原子力災害避難訓練を実施してまいります。

次に、幼児教育について申し上げます。

子どもたちにとって幼少時代の体験は一生の宝です。将来の美里町を担う子どもたちのために、平成27年度においても、子どもたちが伸び伸びと全身を使って元気いっぱい遊ぶ環境を整備し、就学前の健康な身体と豊かな心を育ててまいります。また、園児たちが将来、外国語学習に対して抵抗感を持つことがないように、平成27年度から各幼稚園の園内活動の中に、園児が外国語に触れることのできる機会を設けてまいります。

更には近年、幼稚園と保育施設の機能・役割が近似化しており、こうした環境変化から、町の幼稚園と保育所の将来のあるべき姿について一体的な検討が求められています。このことから、教育委員会等の関係機関が連携して調査、検討を行い、平成27年度内にその方向性を示してまいります。

次に、文化財保護事業及び図書館事業について申し上げます。

文化財の保護につきましては、依然として東日本大震災からの復興等に伴う建造物の建て替え需要があり、今後も貴重な遺跡の損壊が懸念されます。発掘調査により適切に保護・保存していくとともに、平成26年12月に取得した旧宮城理容美容専門学校校舎を活用して、これまでの出土品を整理して展示することから、貴重な文化財を活用した児童生徒の郷土学習の実践と、町民への周知に努めてまいります。

また、町内の民俗芸能保存団体と地域住民の意欲高揚を図り、後



継者の育成を進めるとともに、地域に残る文化遺産の保護に努めてまいります。その他文化遺産につきましても周知と活用を図り、文化的・歴史的価値の高いものについては、町の指定文化財に積極的に指定してまいります。

図書館事業につきましては、小牛田図書館と南郷図書館の利用者の拡大と図書館活動の周知に努めるとともに、宮城県図書館や他市町の図書館との連携を図りながら、町民皆様の読書活動や学習活動を支援するため、より一層のサービスの充実に努めてまいります。

また、幼稚園、保育所、小・中学校などの関係機関との連携を強め、ボランティアの方々の協力を得ながら、積極的に子どもの読書活動の推進に取り組んでまいります。

以上、平成27年度の施政方針について、所信を申し上げます。

議員各位並びに町民皆様に、深い御理解を賜りますとともに、今後の御指導、御協力を心からお願い申し上げます。